

東大阪市特別用途地区工業保全地区内工場用物件情報提供事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示された東部大阪都市計画特別用途地区のうち工業保全地区内にある工場立地に適した土地及び建築物に係る情報を登録し、これを広く第三者に提供することにより、製造業を営む工場の立地促進を図り、工業保全地区内の工業集積に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業 日本標準産業分類に定める製造業をいう。
- (2) 工場用物件 製造業を営む企業の工場に供するため売却又は賃貸を予定している土地又は建築物をいう。
- (3) 申請者 自己の所有する工場用物件について登録を受けようとする者をいう。
- (4) 登録 工場用物件の情報を東大阪市特別用途地区工業保全地区内工場用物件情報提供事業に登録することをいう。
- (5) 登録地 登録された工場用物件をいう。
- (6) 代理人 申請者と宅地建物取引業法に基づく専属専任媒介契約または専任媒介契約を締結している宅地建物取引業者であり、申請者より登録地に係る照会先として申請を受けた者をいう。

(登録することができない工場用物件)

第3条 工場用物件が次の各号に掲げる場合に該当するときは、登録することができない。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、農地法（昭和27年法律第229号）その他の法令（大阪府及び市の条例及び規則を含む。）に違反し、又は違反するおそれがある場合
- (2) 宅地建物取引業者にその工場用物件の売却又は賃貸の媒介又は代理を依頼している場合であって、当該宅地建物取引業者との契約に違反し、又は違反するおそれがある場合
- (3) 次条に規定する登録の申請の内容に虚偽の記載がある場合
- (4) 第5条に規定する同意がない場合
- (5) その他情報を提供することが不相当であると市長が認める場合

2 工場用物件が前項の規定に該当しないときであっても、申請者および代理人が、次の各号のいずれかに該当する場合は登録することができない。

- (1) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

(3) 東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

（登録の申請等）

第4条 申請者は、工場用物件情報登録申請書（様式第1-1）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工場用物件にかかる登記事項証明書
- (2) 工場用物件の概要が分かる案内図、敷地図面、建物図面
- (3) 建築物の工場用物件にあつては、建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の写し
- (4) 貸工場の工場用物件にあつては、東大阪市生活環境保全等に関する条例施行規則第17条の規定による合格書の写し
- (5) 法人である申請者にあつては、役員等名簿（様式第1-2）
- (6) その他、市長が必要と認めるもの

2 申請者は、照会先を代理人とすることができる。ただし、照会先を代理人とする場合は、前項の書類とあわせて代理人の同意書（様式第1-3）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、工場用物件情報登録台帳（様式第2）に登録するものとする。

4 市長は、第1項の申請に係る登録の可否について、その旨を申請者に工場用物件情報登録・不登録決定通知書（様式第3）により通知するものとする。

（情報の提供）

第5条 市長は、登録地および照会先に係る情報を、インターネットその他適当と認める方法により広報、または第三者に提供するものとし、申請者は、これに同意するものとする。

（登録期間）

第6条 登録地の登録期間は、第4条第3項の登録があつた日から1年以内とする。ただし、登録の継続を妨げないものとする。

（登録の継続の申請）

第7条 第4条第4項の規定による登録決定の通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、前条の登録期間の満了後も登録を継続しようとする場合は、登録期間の満了日の1箇月前までに工場用物件情報登録継続申請書（様式第4）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人である申請者にあつては、役員等名簿（様式第1-2）
- (2) その他、市長が必要と認めるもの

2 前項の継続の申請に係る登録の継続の可否については、第4条第3項および第4条第4項の規定を準用する。

（登録内容の変更等）

第8条 登録者は、工場用物件の登録内容に変更が生じたときは、速やかに工場用物件情報登録内容変更届出書（様式第5）に変更内容に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、速やかに登録事項を変更するものとする。

(登録の抹消)

第9条 登録者は、登録の抹消をしようとする場合は、工場用物件情報登録抹消届出書(様式第6)により、その旨を市長へ届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに登録を抹消するものとする。

3 市長は、第3条に該当する事実が判明した場合には、その登録を抹消することができる。

4 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、工場用物件情報登録抹消通知書(様式第7)により、その登録者に通知するものとする。

(交渉)

第10条 登録地の買入れ、賃貸等を希望する者は、自らの責任において登録者または代理人と交渉するものとする。

2 市長は、前項の交渉及び当該交渉に係る契約について関与せず、一切責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

工場用物件情報登録申請書

平成 年 月 日

(あて先) 東大阪市長

申請者 住 所
 名 称
 代表者氏名 印
 年 月 日 生

[法人に有っては主たる事務所の所在地、
 法人名称、代表者肩書氏名、代表者印]

東大阪市長が提供する工場用物件情報に下記の物件情報を登録したいので、下記の確認事項に同意のうえで申し込みます。

所在地	東大阪市長
敷地面積	㎡
建 物	<input type="checkbox"/> 有 (建築面積 ㎡、延床面積 ㎡) 階建て ----- <input type="checkbox"/> 無
希望形態	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸
照 会 先	名 称: 担当部署 (担当者): 電話番号: FAX: (1) 申請者以外の代理人の場合、代理人の同意書の添付が必要です。 (2) 代理人は、申請者と専属専任媒介契約または専任媒介契約を締結している宅地建物取引業者に限りま。
特 記 事 項	

【添付資料】

- ・土地(建物)の登記簿、案内図、敷地図面、建物図面等
- ・建物場合は建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認済証の写し
- ・貸工場の場合は東大阪市長生活環境保全等に関する条例施行規則第 17 条の規定による合格書の写し
- ・市税の納付状況にかかる照会同意書、法人の場合は役員名簿等

【確認事項】

- ① 上記物件に係る所在地、敷地面積、建物、希望形態、照会先、特記事項の情報(個人情報を含む)を市ホームページ等で公開することに同意します。
- ② 消防法、建築基準法、都市計画法、農地法、その他の法令に適合しています。
- ③ 不動産業者等の了解を得ています。(仲介等を依頼している場合のみ)
- ④ 暴力団員等であるか否かについて、市長が警察署長へ情報照会を行うこと及び警察署長から情報提供を受けることを承諾します。
- ⑤ 登録内容に変更が生じた(取引が成立した場合を含む)場合には直ちに申し出ます。
- ⑥ 提出した添付資料は、最新の現状を表したものです。
- ⑦ 上記物件の売買、賃貸借等について、自らの責任において交渉、契約することとし、市は関与せず一切責任を負わないことを承諾します。

(あて先) 東大阪市長

所在地
名称
代表者 印

役員等名簿

次の役員等名簿に記載された者が東大阪市特別用途地区工業保全地区内工場用物件情報提供事業実施要綱第3条第2項に規定する排除対象者に該当しないことを確認するため、この名簿に記載した個人情報を所轄の警察署長に照会することについて同意します。

役職名	ふりがな 氏名	性別	住所	生年月日

備考

1. 申請日時点の役員等について記載してください。
2. この名簿には、登記事項証明書に現在、役員（代表者、監査役を含む。）として登載されている者を記載してください。
3. 書ききれない場合は、複数枚使用してください。
4. この名簿に記載されたすべての個人情報は、東大阪市個人情報保護条例（平成11年3月31日東大阪市条例第2号）の規定に基づいて取り扱うものとし、東大阪市暴力団排除条例第2条に規定する排除対象者に該当しないことの確認以外の目的には使用しません。東大阪市がこれらの情報をもとに警察等関係機関から取得した個人情報についても同様です。

※ 本市の「事務及び事業から暴力団を排除するための指針」に基づき、暴力団等であるかどうかについて、本様式を用いて警察署長へ照会を行います。

様式第 1 - 3 (第 4 条関係)

同意書

平成 年 月 日

(あて先) 東大阪市長

代理人 所 在 地
名 称
代表者氏名

印

年 月 日 生

[法人に有っては主たる事務所の所在地、
法人名称、代表者肩書氏名、代表者印]

東大阪市が提供する工場用物件情報に物件情報を登録するにあたり、下記の物件に係る照会先として、申請者の代理人となることに同意します。

なお、暴力団等であるか否かについて、市長が所管警察署長へ情報照会を行うこと及び情報提供を受けることを承認します。

申 請 者	
物 件 所 在 地	東大阪市
媒介契約の形態	<input type="checkbox"/> 専属専任媒介契約 <input type="checkbox"/> 専任媒介契約
媒介契約の期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

【添付資料】

- ・ 専属専任媒介契約書または専任媒介契約書の写し、
- ・ 法人の場合は役員名簿等

【注意事項】

- (1) 代理人は、申請者と宅地建物取引業法に基づく専属専任媒介契約または専任媒介契約を締結している宅地建物取引業者に限ります。
- (2) 媒介契約の期間（有効期間）を更新した際は、再度、本同意書を提出してください。

様式第3（第4条関係）

工場用物件情報登録・不登録決定通知書

東大阪市指令経モ第 号
平成 年 月 日

様

東大阪市長 野田 義和

平成 年 月 日付で申請のありました工場用物件情報の登録について、下記のとおり決定したので通知します。

決定区分	登録（継続） ・ 不登録
登録番号	No.
登録年月日	平成 年 月 日
登録地の所在	東大阪市
登録期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
条件	
不登録の場合の理由	

注1）登録地の現況が工場用適地でなくなった場合や取引が成立した場合など登録を抹消しようとするときは、工場用物件情報登録抹消届出書（様式第6）を届け出てください。

注2）登録期間後も登録の継続を希望する場合は、登録期間の満了日の1箇月前までに工場用物件情報登録継続申請書（様式第4）を提出してください。

注3）登録内容に変更が生じたときは、速やかに工場用物件情報登録内容変更届出書（様式第5）を届け出てください。

（教示）

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東大阪市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東大阪市を被告として（訴訟において東大阪市を代表する者は東大阪市長となります。）大阪地方裁判所に対して提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第4（第7条関係）

工場用物件情報登録継続申請書

平成 年 月 日

（あて先）東大阪市長

申請者 住 所
名 称
代表者氏名 印
年 月 日 生

〔 法人に有っては主たる事務所の所在地、
法人名称、代表者肩書氏名、代表者印 〕

平成 年 月 日付東大阪市指令経モ第 号で登録決定のあった物件情報について、引き続き登録を希望するため、下記の確認事項に同意のうえ登録の継続を申し込みます。

登録番号	No.
登録年月日	平成 年 月 日
登録地の所在	

【添付資料】

- ・ 法人の場合は役員名簿等

【確認事項】

- ① 上記物件に係る所在地、敷地面積、建物、希望形態、照会先、特記事項の情報（個人情報を含む）を市ホームページ等で公開することに同意します。
- ② 消防法、建築基準法、都市計画法、農地法、その他の法令に適合しています。
- ③ 不動産業者等の了解を得ています。（仲介等を依頼している場合のみ）
- ④ 暴力団員等であるか否かについて、市長が警察署長へ情報照会を行うこと及び警察署長から情報提供を受けることを承諾します。
- ⑤ 登録内容に変更が生じた（取引が成立した場合を含む）場合には直ちに申し出ます。
- ⑥ 上記物件の売買、賃貸借等について、自らの責任において交渉、契約することとし、市は関与せず一切責任を負わないことを承諾します。

様式第5（第8条関係）

工場用物件情報登録内容変更届出書

平成 年 月 日

（あて先）東大阪市長

申請者 住 所
名 称
代表者氏名 印
年 月 日 生

〔 法人に有っては主たる事務所の所在地、
法人名称、代表者肩書氏名、代表者印 〕

平成 年 月 日付東大阪市指令経モ第 号で登録決定のあった
物件情報について、下記のとおり登録内容に変更が生じたので届け出ま
す。

登録番号	No.
登録年月日	平成 年 月 日
変更事項 及び 変更理由	

【添付資料】

- ・ 変更内容に係る登記簿、案内図、敷地図面、建物図面等
- ・ 照会先の変更の場合は、代理人の同意書等

注) 変更の事由発生後、速やかに届け出してください。

様式第6（第9条関係）

工場用物件情報登録抹消届出書

平成 年 月 日

（あて先）東大阪市長

申請者 住 所
名 称
代表者氏名 印
年 月 日 生

〔 法人に有っては主たる事務所の所在地、
法人名称、代表者肩書氏名、代表者印 〕

平成 年 月 日付東大阪市指令経モ第 号で登録決定のあった
物件情報について、登録の抹消を願いたく届け出ます。

登録番号	No.
登録年月日	平成 年 月 日
登録の抹消の事由	(いずれかに○を付けてください。) 1. 所有者でなくなった。 2. 入居者が決まった。 3. 自己利用することになった。 4. その他 〔 〕
特記事項	

注) 登録の抹消の事由発生後、速やかに届け出してください。

様式第7（第9条関係）

工場用物件情報登録抹消通知書

東大阪市指令経モ第 号
平成 年 月 日

様

東大阪市長 野田 義和

平成 年 月 日付で申請のありました工場用物件情報の登録について、下記のとおり登録を抹消したので通知します。

登録の抹消年月日	平成 年 月 日
登録の抹消の事由	

登録を抹消した登録地

登録番号	No.
登録年月日	平成 年 月 日
登録地の所在	東大阪市

（教示）

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東大阪市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東大阪市長を被告として（訴訟において東大阪市長を代表する者は東大阪市長となります。）大阪地方裁判所に対して提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。